

長期優良住宅化リフォーム推進事業に係る 技術的審査手数料

（一財）なら建築住宅センター
令和1年10月1日改訂

※適用する耐震基準により、次の①～③に分類します。

①	住宅の着工時期が平成12年6月1日以降であり、確認済証・添付図書及び検査済証がある場合で、耐震性に影響のある増改築が行われていない場合
②	住宅の着工時期が昭和56年5月31日以前であり、耐震診断により耐震性を確認する場合
③	上記の①又は②以外で次のいずれかの場合 イ：現地調査結果に基づき壁量計算等又は構造計算等を行い、新耐震基準への適合を確認する場合 ロ：住宅の着工時期が昭和56年6月1日～平成12年5月31日であり、基礎や接合部等の基準を確認する場合

〈一戸建ての住宅〉

単位：円（消費税込）

適用する耐震基準の分類	技術的審査 （リフォーム前）依頼		技術的審査 （リフォーム後）依頼	
	〔（仮）適合確認書〕 又は 〔適合確認書〕 を発行	〔（仮）適合確認書〕 の発行後、 計画内容に 変更がある場合	〔（仮）適合確認書〕 の発行後、 工事内容等に 変更がない場合	〔（仮）適合確認書〕 又は〔適合確認書〕 の発行後、 工事内容等に 変更があった場合
①	31,000	21,000	11,000	31,000
②	46,000	36,000	11,000	46,000
③	41,000	31,000	11,000	41,000

※ 「リフォーム前」の技術的審査により適合確認書の発行を受けている場合で、かつ、
リフォーム工事内容等にかかる変更がない場合は、リフォーム後の審査依頼は不要です。

※ 共同住宅等については、別途見積りいたします。